

## 百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所にするについて

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年10月8日）

百万遍交差点に面している石垣は、百万遍交差点の交通量が多いため、外部への広報を目的とした立看板を設置するのに非常に適した場所ですが、現在は京都大学立看板規程及びそれに関連する規程において立看板の設置場所としては認められておらず、一部の活動家的な団体・個人等が規程や法令に反した立看板を設置して注目を集めるだけの場所になっているというのが現状です。これは当該石垣に立看板を設置してきた諸団体が外部への広報の機会を失うだけでなく（現在設定されている西部構内の立看板設置場所は交差点でないなどの理由から外部からの注目を集めにくいと考えます）、大学側に撤去の負担を強いるものであり、大変嘆かわしいことであると考えます。

そこで、百万遍交差点に面した石垣を西部構内の立看板設置場所と同様に立看板の設置場所として設定するよう、要望します。

【回答】（回答日：2018年11月2日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

これまで学生諸君に度々周知してきたことではありますが、本学外構周辺の立看板については、京都市から、「京都市屋外広告物等に関する条例」に抵触しており、道路にはみ出すと不法占用になり、強風による倒壊など危険を及ぼすことになりかねないなどの指導を受け、また、本学周辺の住民の方々からも、歩行者に危険である等のご指摘を受けました。よって、西部構内に設けた設置場所が法令違反にならないこととは異なり、百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所とすることはできません。